

佐賀県海砂利採取船登録規程

(登録)

第1条 佐賀県内で海砂を採取しようとする者（以下「砂利採取業者」という。）は、海砂採取に使用する船舶（以下「海砂採取船」という。）について、佐賀県海砂採取船登録規程（以下「本登録規程」という。）に基づき、佐賀県知事（以下「知事」という。）の行う登録を受けなければならない。

(登録の基準)

第2条 登録を受けようとする海砂採取船は、次の要件を全て満たすものに限られる。

- (1) 原則として佐賀県船籍の船舶であること。ただし、佐賀県船籍以外の船舶にあつては、やむを得ない事由により知事が認める船舶であること。
- (2) 第10条第2項による知事の取消を受けた海砂採取船については、取消を受けた日から2ヶ月を経過したものであること。
- (3) 船舶安全法第18条第1項第9号に違反する船舶でないこと。
- (4) 自船位置を表示する装置（GPS）及び記録装置を設置している船舶であること。
- (5) 採取ポンプ稼働記録装置を設置している船舶であること。

(登録の申請)

第3条 海砂採取船の登録を申請しようとする砂利採取業者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して知事に対して「海砂採取船登録申請書」（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 船舶登記簿謄本写し
- (2) 船舶国籍証書写し
- (3) 船舶検査証書 写し
- (4) 船倉容積の算定書（船倉の形状及び寸法を記載したもの）
- (5) 営業用の自航船で内航船舶貸渡業又は内航運送業に使用されている船舶にあつては、内航海運業法第3条の許可書・許可明細写し。

なお、事業計画を変更している場合は、内航海運業法第8条の認可書・認可明細写し。

- (6) 運航委託契約書または運送契約書写し
- (7) 自家用船舶の場合にあつては、自家用船舶届出受理証または海運局の受付印が押

捺された届出書写し

(8) 船舶の写真(全景、船舶名が明確なもの、船倉、設置装置(GPS、ポンプ等)
(審査検認等)

第4条 知事は、前条による登録申請書が提出された場合は、速やかに書類審査及び必要に応じて船舶の船倉等の検認を行うものとする。

2 知事は、登録申請書に記載された船舶を海砂採取船として適当と認めた場合は、「佐賀県海砂採取船登録簿」(様式第10号)に登載し、登録申請者に対し「海砂採取船登録済書」(様式第3号、様式第4号)を交付するとともに、関係機関あて通知(様式第5号)する。

(標識の掲示等)

第5条 前条の登録を受けた海砂採取船は、「海砂採取船登録済書」(写しで可)を常時携帯するとともに、ブリッジ両側に標識(90×90cm)を掲示しなければならない。

(継続登録の申請期間)

第6条 登録申請者が、第4条の登録を受けた海砂採取船を第7条の有効期間後も継続して登録を受けようとする場合は、有効期間の満了する日までに、新たに船舶検査証書を提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第7条 登録された海砂採取船に対する「海砂採取船登録済書」の有効期間は、登録を受けた日から船舶安全法第10条に定める船舶検査証書の有効期間までとする。

(登録の拒否)

第8条 登録申請者が登録しようとする海砂採取船が、次の各号に該当するときは、登録を拒否し、海砂採取船登録拒否通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(1) 第2条の各号に該当しないとき。

(2) 第3条第2項に定める申請書及び添付書類が欠けているとき、若しくは申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

(登録事項変更の届出)

第9条 登録申請者は、登録事項に変更があったときは2週間以内に関係書類を添付のうえ、海砂採取船登録事項変更届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の登録事項の変更で検認の必要があるものについては、速やかに検認を

行うものとする。

- 3 知事は、前項の検認の結果適当と認めた場合は、「佐賀県海砂採取船登録簿」の登録事項を変更し、登録申請者に対して「海砂採取船登録済書」（様式第3号）を交付するとともに、関係機関あて通知（様式第5号）するものとする。

（登録の抹消・取消）

第10条 登録を受けた海砂採取船の登録申請者が事業の廃止等により登録を抹消しようとする場合は、事業の廃止等の日から2週間以内に「海砂採取船登録抹消届」（様式第7号）を提出しなければならない。

- 2 知事は、第4条の海砂採取船の登録をした後、第8条各号に定める登録の拒否に該当する事由が判明した場合は、登録の取消をすることができる。

- 3 知事は、登録の抹消・取消を行ったときは、登録申請者及び関係機関あて通知（様式第8号、様式第9号）するものとする。

（登録申請者の報告義務）

第11条 登録を受けた海砂採取船が月のうち1日以上佐賀県内で海砂採取に従事した場合、登録申請者は当該月のすべての日にかかる「GPS記録」及び「採取ポンプ稼働記録」を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は平成19年4月1日より施行する。

（経過措置）

- 2 第2条（4）及び（5）並びに第11条の規定は、平成20年1月1日から適用する。